

1 8 8 0 年 代 教 育 史 研 究 会 ニ ュ ー ズ レ タ ー

2004年8月3日 第8号

学区の思想(6)

神辺 靖光

「学制」に大学区・中学区・小学区とあるけれども大学区はいくつかの府県からなりたっているし中学区は一府県内で完結して二ないし三の府県にまたがることはない。従って中学区内につくられる小学区も府県内におさまる。中小学区の区画は府知事県令がすることになっている(学制7章)。「戸籍法」は「学制」頒布の前年即ち'71年4月4日に出たので府藩県に命じられたのだが、その実施が'72年2月であり、その間に廃藩置県が行われたから「戸籍法」の大区小区区画も府県が行なうことになった。あとで例示するが、東京、大阪、京都のような市街地を除けば大区の区画は郡を基準にしている。またこの時期、'71年から'76年まで府県の統廃合が続くが旧県から新県に地域を移す場合も郡を単位にしている。郡は十数から数十ヶ村でなりたつ。郡内の村名は明らかだが、郡の境界は厳密にはわからない。山地に入ればいよいよわからない。要するに大市街地を除けば旧県から新県に移籍される場合も県内の戸籍区を区画する場合も郡が基準になった。県内の中学区を区画するとき、郡、それを基準につくられた戸籍区に乗ることは容易かつ合理的な方法であった。

現兵庫県は1877年8月に成立したが、但馬、丹波、播磨、攝津、淡路の5ヶ国にまたがり、その意味では大県で複雑である。'71年当時は但馬国8郡と丹波国のうちの多紀、氷上2郡を合わせて豊岡県(現京都府の部分は省略)播磨一国16郡が飾磨県、摂津国のうち西部5郡が兵庫県(第2次)、そして淡路島は名東県(現徳島県)であった。これらの大区は次のようである。

豊岡県は但馬国は一郡を大区とし、丹波国は一郡分割計4大区、飾磨県は播磨16郡を一郡一大区即ち16大区、兵庫県(第2次)は摂津5郡全部で一大区、名東県の淡路島2郡はそのまま2大区とした。上記のうち6郡を含む兵庫県(第2次)1県をそのまま大区にしてしまう例は他にもあるが(置賜県、酒田県、相川県)、少ない例である。このような郡・大区の上に中学区がかぶせられた。

第3大学区

第23 中学区・・・摂津 5 郡(1 大区)	兵庫県(第2次)
第24 中学区・・・但馬 8 郡(8 大区)	} 豊岡県
第26 中学区・・・丹波 2 郡(4 大区)	
第27 中学区・・・東部播磨 4 郡(4 大区)	
第28 中学区・・・北部播磨 4 郡(4 大区)	} 飾磨県
第29 中学区・・・中部播磨 4 郡(4 大区)	
第30 中学区・・・西部播磨 4 郡(4 大区)	
第38 中学区・・・淡路 2 郡(2 大区)	名東県

摂津5郡の第23中学区には神戸中学校が、但馬8郡の第24中学区には豊岡中学校が、丹波2

郡の第26中学区には篠山中学校が、淡路2郡の第38中学区には洲本中学校が'78年までにたてられた。しかし播磨16郡の4中学区は各4郡の民費で一中学校を立ち上げることができなかった。そこで'76年、第3次兵庫県令森岡昌純は中学区を東播5郡、中播6郡、西播5郡の3中学区に改め、東から小野中学校、姫路中学校、龍野中学校をたてさせた。新中学区も郡を単位につくられた。こうして1880年代の兵庫県は連合郡を中学区として中学校が設置されてゆくのである。

連合郡中学区という例は他にもあり、また一郡中学区というものもある。それらの成否長短を具体例に述べたい。(続く)

尋常中学校から高等中学校への連絡問題

設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に (その3)

巖 平

折田彦市は森文政発足とともに一時期上京して、文部省で学務局長などを歴任したのち、1887年4月に三高校長として帰阪したばかりだった。5月24日、一高の生徒募集広告に対して折田は下記のような異議を申し立てた。

本月十九日之官報ヲ一覽致候処、貴校生徒募集之広告但書ニ「地方庁(東京府ヲ除ク)ニ於テ入学試験ヲ受ケントスル者ハ其庁ニ申出ツヘシ」ト有之、右広告之趣ニ依レハ貴校生徒ハ全国ヨリ募集相成候儀ニテ、其地方庁ニ試験問題ヲ御送付相成候事ト被存候。然ルニ当校ニ於テ募集致候生徒モ当第三区内之府県ニ試験問題相廻シ候筈ニ付、自然生徒募集競争之姿ニモ立至可申候。元來各地ニ高等中学校ヲ被置、其区域ヲ定メラレタルハ各地生徒ヲシテ東京ノミニ蟻集セシメス、各自最寄ノ高等中学校ニ於テ夫々養成可致候旨意ト存候処、今貴校ニ於テ此区域ニ関セス、全国府県ニ依頼シ募集相成候テハ、此御旨意ニ相悖ル儀ハ有之間敷哉。殊ニ当校ニ於テハ前校長(中島永元 引用者注)親シク区内ノ各尋常中学校ヲ巡視シ、当校ト聯絡ヲ通スル為種々計画致置候事モ有之。且前陳ノ如ク、既ニ区内ノ府県モ試験問題相廻シ生徒募集致候筈ニモ有之旁、今回貴校ヨリ試験問題御送付ノ儀、当区内府県丈ハ御取除相成候様致度、此段及御照会候条、至急御回答有之度候也(ピカピカ京都大学大学文書館蔵『明治二十年学校館所往復書類 第三高等中学校』より引用。引用にあたり日付を西暦に統一し、句読点を適宜につけた。以下同様)。

折田がここで問題にしたのは、「委託試験」の形で行われる一高への入学試験を、全国各府県において実施させることの是非である。「委託試験」とは、高等中学校で実施するいわゆる「出頭試験」に対して、受験生は各地域で入学試験を受けることを指す。「出頭試験」は各地域の生徒は出身や族籍とは関係なし、誰もが試験を受けることができる。従来いわゆる「設置区域」の「有名無実」説はこれにあてはまるのである。しかし、「委託試験」のあり方については従来、必ずしも十分に注目されていないようである。一高の全国実施に対して折田は、各地域での生徒争奪をめぐる対立を起しかねないとして一高のやり方を批判した。折田が反対の理由として持

ち出したのは、「設置区域」の意義である。つまり、「各地生徒ヲシテ東京ノミニ蟻集セシメス、各自最寄ノ高等中学校ニ於テ夫々養成」させるということは、折田にとって「元来各地ニ高等中学校ヲ被置」という政策の根幹に関わることであった。折田の指摘は、高等中学校の設置理由に関する重要な示唆である。森文相も、1887年の地方巡視において、「高等中学校ハ上流ノ人ニシテ（中略）社会多数ノ思想ヲ左右スルニ足ルヘキモノヲ養成スル所ナリ（中略）之ヲ養成スルノ場所ニ乏シキコト此ノ如ク、且ツ特リ東京ニノミ之ヲ設置スルハ最不便ナリ（中略）是レ高等中学校ヲ各要地ニ設置スル所以ナリ」と演説し、それに同調しているように思われる（1887年6月21日「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」）。高等中学校の設置理由や目的について、森文政発足前後における文部省資料が乏しい中、折田の発言はそれを補う重要な証拠として注目に値する。具体的には、「当区内府県丈ハ御取除」と述べ、当面は三高設置区域だけを一高の募集対象から除外するよう要求した。

折田の異議に対して野村校長は5月28日、次のように反論している。

今般御照会之趣ニ見レハ当校広告ノ為メ貴校へ入学スル生徒ヲ相妨ケ候様ニ立至ルカモ計ラレサルノ感覺ヲ惹起致シ候（中略）已ニ成立候高等中学区域内ノ生徒ハ他中学区域内ノ高等中学校ニ入学セシムヘカラサルノ省議已ニ確定候モノナルヤ。果シテ然レハ特リ各府県（第三高等中学校下）へ問題相回候義ヲ取消ノミナラス、東京ニ来リ直ニ入学試験ヲ受ケントスル者ノ内貴校区域内ニ在籍スル者ハ総テ入学ヲ謝絶セサルヲ得ス。然トモ今ノ文部省ヨリ何タル御示モ無之ニ付テハ、当校限り現今此謝絶ヲ実行致候義ハ甚困ム所ニ有之候（中略）文部省ヨリ取計向キ確乎御示シ相成候様貴校ヨリ御上申相成候。若クハ貴校ノ御発議ヲ以テ当校モ之ニ捺印シ大臣ノ裁可ヲ受ケ候様致候テハ如何哉（同上）。

野村は、生徒募集の範囲に関する具体的な実施方法は未だ明確ではなく、そうした状況の中で三高区域内に在籍する生徒の入学を拒否することは到底できないと主張している。この時に野村が持ち出した理由は、文部省「省議」の不在である。このことは、高等中学校に関する運営方法の詳細について文部省は必ず明確な方針を持っていたわけではなかったことを意味する。それを理由に一高は文部省の裁可を求めようと三高に建議している。しかし、この回答は、的はずれなものであった。一高や文部省は困惑しても三高はこの問題について確たる認識を持っていたからである（以下次号）。

近代日本教育行政の人事体制

鄭 賢珠

研究会の参加にあたって、自分の研究対象と分析方法について述べてみたい。

筆者は、従来の研究における「文部官僚」の捨象、既存の「文部官僚」像に疑問を感じ、次官以下の教育行政担当者や周辺のグループを軸にして近代日本の教育行政を再考したいと考えている。

従来の官僚史研究では、その対象が主要省庁の官僚に限られ、文官高等試験合格者からの人気度も低く採用数が少ない文部省の官僚は捨象されている。文部省には、高等官人事ルートが制度

化されてない。このことから、内務省で一括に養成された者が配属してくる慣例があり、文部省の幹部職員の主流が「内務官僚出向者」によって構成されているとの見解も存在する。ところが、この理解には問題がある。

例えば、明治の文部次官歴任者13名中、内務省での勤務経験を持っている人物は、牧野伸顕、都筑馨六、福原隼二郎の3名にすぎない。次官実員の中で転省経験者比率は、農商務省76.5%、逓信省66.7%、内務省63%、外務省46.7%、司法省46.2%、文部省42.9%、大蔵省36.4%で、大蔵省の次に文部省の転省者数が少ないのである。一方で、次官就任に至るまで、各省内で10年以上勤務した者の比率が50%を上回るのは、大蔵省、文部省、司法省、外務省で、その他の省は20%にも満たらない。

以上のことから、明治中後期(明治19年から明治45年)において文部省は、大蔵省、外務省、司法省と同様に人事面でのセクショナリズムが展開された可能性が高く、中央官庁の弱体省として一括りされがちだった逓信省や農商務省の人事動向とは一線を画す人事動向が存在していたと考えられる。

ちなみに、藩閥や大臣の影響力を象徴する大臣と次官との交代時期を比べてみると、完全に一致するのも少なく(3組)大臣交代が直ちに次官に連動するとは限らない。また、一例を除くと、大臣と次官の出身地もすべて異なっている。

要するに、明治時代の文部次官の主流は、藩閥よりはむしろ、局長在任者、経験者、学校教育関係者から選任されていて、大臣と連動しない。筆者は、文部省においても主にその組織の管轄内部でキャリアを積む官僚が明治期に形成されていて、一般職の人事にも、教育関連の知識や経歴が反映されたと考えている。

現在は、『明治大正昭和官員録・職員録集成』(国立公文書館所蔵 マイクロフィルム版、1990年刊行)と『文部省歴代職員録』(文部省大臣官房人事課 1976年3月現在)とを手がかりに、大臣だけを経験する18名を除く専任高等官延べ143名と、兼任・兼勤だけにして名簿に載っている23名と、を研究対象にして、官職ごとにわけて、文部省の人事慣行と変化を検討している。

これからは、「文部官僚」(広い意味として文部省高等官)直轄学校長、地方教育行政担当者などの人事実態、彼らの自己認識や自己規定、官僚の行動(政策、外部への対応)という三つの方面への考察を念頭に置きながら作業を進めていこうと思っている。

中野実『近代日本大学制度の成立』によせて

森像の形成と史料解釈

田中智子

今回は遅ればせながら、この御著書における史料解釈についての若干の感想を書きます。

第一部第一章二「大学分校と大学構想」において、森有礼の「五大学校」構想について言及がなされています。ここでは数少ない史料のなかから、1886年1月『教育時論』における「大学と

大学」という記事が紹介され、彼の五大学構想の根拠として用いられています(42頁)。この記事は「……森大臣の意見は全国に五ヶ所の大学校を設け此五大学を総括するに一の大学と云ふ者を以てし、大学は之を東京に設け他の大学よりは一層高尚なる学理を窮め一層高尚なる者となし……」と述べるものです。

これに続いて中野さんは「この記事に従えば、森の大学構想は東京大学を学校系統から外し、一段と高い研究機関と位置づけ、このほかに各地に「第二流二位する大学」「卑近なる大学」を設置するというものである」と解説しておられます。その前で考察されている杉浦重剛の東京大学予備門の分離案など、周辺状況を踏まえれば、このように推測することが可能であり適当ではありますが、禁欲的に読むならば、他の五つより高尚な大学を東京に設けるとはしているものの、東京大学をイコールそれとするまでは書いていないのが『教育時論』の記事です。他にも東京大学をこの高尚なる大学にあてると森が明言している一次史料は示されていないので、中野さんの解釈には一段階の飛躍があるといえます。森の構想は、東京大学の改組ではなく新組織の設立という発想であったという可能性も、現実味はともかく論理的には捨てきれないといえます。

中野さんと、森はブラックボックスのような人間だとお話したことがあります。森は後世、「自由主義者」とも「国家主義者」とも位置付けられ、多くの人物が様々なイメージを投影した人物であったと思います。なかでも、ある種恣意的な森解釈(森の活用)を行った最たる人物が井上毅ではないでしょうか。例えば五大学校構想についてみても、中野さんが第四章で紹介されている、1893年6月閣議での井上の高等中学校改革案「今の高等中学校を利用して……各科専門学校とし、……今の東京大学を以て専ら學術の蘊奥を極むるの所たらしむるの説なり森氏未来の意見亦此に在りしと云ふ」との文書(190頁)が目を引きます。この文章でおかしいのは「東京大学」です。井上は、森の意見でもあったと説明することで自分の構想の正当性を訴えることに集中するあまり、現「帝国大学」とすべきところを、森時代の「東京大学」と書き間違えてしまったのではないかと推測します。

森が「東京大学を」學術蘊奥探究のための特別な機関としようとしていたと語る史料は、現在のところ二次史料であるこの井上発言だけです。中野さんが先のように森の五大学構想を解説したのは、『教育時論』というよりむしろこの井上のことばを根拠としてのことだったのではないのでしょうか。井上の森に関する発言は後世の多くの人を捕らえ、森像の形成に大きな影響を与えてきましたが、中野さんもその一人であったのかもしれないと考えたりもします。

ホームページ上でのニューズレター第7号が公開されています

小宮山会員の尽力により、第5号分よりニューズレターの内容を本研究会ホームページで公開されています(前の号についても順次公開していきたいと思いますが、差し障りのある方はご連絡ください)。一般掲示板・会員専用掲示板(パスワードは小宮山会員までお問い合わせください)も活用しましょう。ホームページのURLは下記のとおりです。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/index.html>

ご意見等心よりお待ちしております。

<資料紹介>

第五高等中学校ニ於テ生徒姿勢ノ標準ヲ定ム

谷本 宗生

1880年代の教育状況を実証的に検証する作業の一環として、とくに従前の先行研究で十分に考察分析が深められていない「高等中学校」について私は注目していきたい。この研究会では、第二高等学校関係資料（宮城県公文書館所蔵）や第三高等学校関係資料（京都大学所蔵）などの資料調査を行っている。

いっぽうで、基本的な資料である『公文録』『公文類聚』など、国立公文書館等の所蔵資料も並行して確認していくことも重要である。以下に、『公文類聚 第十二編 第三十六巻』明治21年に所収されている「生徒」項目にある、「第五高等中学校ニ於テ生徒姿勢ノ標準ヲ定ム」（11月5日、官報抄録、文書21）について復刻紹介したい。

第五高等中学校ニ於テハ生徒姿勢ノ標準ヲ左ノ通定メタリ

第五高等中学校生徒姿勢標準

一 本校生徒ハ概ネ左ノ標準ニ則リ常ニ其姿勢ヲ正クスルコトヲ勉ムヘシ

但シ学科ノ都合ニヨリ特ニ教師ヨリ命シタル姿勢ハ此限ニアラス

（第一項著席ノ姿勢）一 直坐若クハ体ヲ少シク前後ニ傾クルトキト雖後頭結節ト薦骨トハ一直線ヲ為ス 一 腰ノ下部ヲ前ニ出シ臍下ニ気力ヲ充タス 一 眼ハ必要ノ所ヲ直視ス 一 両手ノ掌ヲ下ニ向ケ股上ニ置ク 一 脊骨ヲ伸シ肩骨ヲ後ニ開ク

（第二項著席持書ノ姿勢）一 両前臂ノ半ヲ机上ニ載セ書籍ヲ両手ニテ保チ其下部ヲ机面ニ托ス但シ場合ニヨリテ片手ハ書籍ヲ保チ片手ハ股上ニ置クカ又ハ片手ニテ書籍ヲ保チ片手ニテ筆記スルコトアルハ固ヨリ妨ナシ 一 書籍ノ背面ト机ノ面トハ三十度乃至四十度ノ角度ヲ為ス 一 体ヲ少シク前方ニ傾ケ書籍ノ面ト眼トノ距離ヲ凡ソ一尺三寸内外トス但シ肩ヲ前ニ傾クヘカラス 一 右ノ外ハ総テ第一項ニ同シ

（第三項起立持書ノ姿勢）一 両手ニテ書籍ノ程好キ部分ヲ保チ其下端ヲ凡ソ乳ノ辺ト水平ニス 一 書籍ノ背面ト机ノ面トハ凡ソ六十度ノ角度ヲ為ス 一 書籍ノ面ト眼トノ距離ハ凡ソ一尺三寸内外トス 但光線等ノ都合ニヨリ少シク書籍ヲ左方又ハ右方ニ寄スルモ可ナリ

（第四項筆記ノ姿勢）但シ作文図画書取数学ノ運算等ハ総テ此項ニ属ス 一 左手ヲ机上ニ出シ紙ヲ押ユ但シ事宜ニヨリ押エサルモ妨ケナシ 一 右ノ前臂ハ軽ク机上ニ托シ若クハ全ク机上ニ托セサルカ又ハ右ノ手類ヲ左手ノ甲ニ托スルモ妨ケナシ 一 体ヲ少シク前方ニ傾ケ眼ト紙面トノ距離ヲ凡ソ一尺二寸内外トス 一 右ノ外ハ総テ第一項ニ同シ

（第五項歩行ノ姿勢）一 凡ソ校ノ内外ヲ問ハス歩行ノ節ハ体操科ニ於ケル行進ノ姿勢ヲナス

これから、上記のとおり研究会をとおして高等中学校について調査・研究を実証的に行うことになるが、福井会員も重要とみなす『明治天皇紀』や、巡察使が参議・大臣らに地方の状況を報

告した『地方巡察報告書』など、教育にとどまらない、政治・経済などの全体的な状況を示唆する文献資料についても、謙虚に学んでいきたいと考えている。

第二高等中学校医学部関係資料調査記録

小宮山道夫

6月17日から18日にかけて、東北大学史料館および宮城県公文書館にて資料調査を行った。第二高等中学校医学部に関連する資料は、東北大学史料館と宮城県公文書館に所蔵されている。このうち宮城医学校の文書については、県文書ゆえにその多くは宮城県公文書館に継承されている。

今回の調査は短期間ゆえに大まかな把握に過ぎないが、二高創設時の文書は、県文書として継承され宮城県公文書館に、二高医学部発足後の教務や庶務関係文書は、後身組織である仙台医学専門学校をへて現在の東北大学史料館に保存されている。当然といえば当然のことであるが、このことを今回改めて確認することができた。

宮城県公文書館の所蔵する行政文書については、前身組織にあたる宮城県図書館郷土資料室にかつて照会した情報によれば、県より移管を受けていた県庁文書は約4,900点(1997年当時)、明治期の文書については約3,240点とのことであった。公文書館では現在端末による所蔵資料データベースの検索が可能で、操作も簡便であった。試しに「医学校」で検索したところ43件の簿冊が該当した(うち40件が宮城医学校に関わる簿冊)。時間をかけて丹念にデータベースと原文書に向き合えば、相応の資料に突き当たる可能性を感じる。

東北大学史料館の所蔵する文書資料については、同館の前身である東北大学記念資料室が刊行した『仙台医学専門学校資料目録』(1999年3月)により知ることが出来る。この目録では資料が仙台医学専門学校書類、東北帝国大学医学専門部一覧、宮城医学校書類に3区分されており、目録全体の約4分の3が仙台医学専門学校書類である。

宮城医学校公文書は、35点からなる史料群で、資料の来歴は東北大学の元農学研究所教授須永重光が古物商より購入したものであるという。資料の内容については原田隆吉「宮城医学校の公文書資料 - 明治15年から明治20年にいたる - 」(東北大学附属図書館『図書館学研究報告』15、1982年)に詳しい。この史料群は現状では封筒に一括保存されており、記念資料室が目録を作成した当時と比べ、整理状態が少し崩れている点は注意が必要である。史料群の性格としては学事報告に関わる庶務資料であるが、宮城県公文書館の所蔵する文書群のいわば落ち穂に近い存在のため、公文書館文書の全体像を把握すればこの史料群への理解が深まるものと思われる。

仙台医学専門学校書類は、37分類377点の史料群で、第二高等中学校医学部、仙台医学専門学校、東北帝国大学医学専門部と継承保存されてきたものであるという。史料群の年代ごとの偏りを粗く集計すると、1880年代が12点(3.2%)、90年代が65点(17.2%)、1900年代が179点(47.5%)、1910年代が118点(31.3%)、その他3点(1933年1点、年代不詳2点、計0.8%)となり、1900年代を中心とした史料群であることがわかる(ただし年代は簿冊の作成開始年を基準に集計し

ているため参考までに過ぎない)。とくに1901年から作成された簿冊が多く(37点、9.8%)、この年に二高から独立した仙台医学専門学校時代の簿冊が史料群の中心をなしている。

以下、今回の調査で目についた資料について簡略に紹介したい。

「明治廿五年一月起 医学部卒業退学名簿」(分類番号1-1)は1892(明治25)年から99(明治32)年までの卒業生名簿で、退学者を含んでいる。このため生徒異動簿というべき内容となっている。「明治二十五年一月起 同二十六年九月 医学部入学名簿」(1-2)は1892(明治25)年から93年9月までの入学者名簿で、「月日」、「級別」、「履歴并事由」(または「履歴」)、「属籍」、「氏名」の欄で構成されている。「明治二十七年六月 医科入学願書」(4-1)は入学志願者の履歴書を綴っている。これらの簿冊により在校生の特徴、特に入学前の学習歴(出身校など)や中途退学者の状況を見ることができる。

「自明治二十五年十一月 医科・薬学科 卒業証書授与式次第」(7-1)医学部主事の学事報告、校長の祝辞、生徒総代の答辞が記録されている。記録は第4回卒業式(第1・2回および第3・4回卒業生の卒業式をそれぞれ隔年で合同開催したため、公式な卒業式としては2回目の開催)からの記録である。医学部主事の学事報告は、入学者数から説き起こし、入学者の出身地域や学歴、退学者数および退学の事由、卒業生の進路内訳と、事細かに報告している。前述の名簿類の簿冊とあわせて見るのに都合の良い簿冊である。

「明治二十一年生徒試業書類綴」(9-1)には、二高医学部発足時の在校生について、級別に試験科目ごとの試験成績が記録されている。「明治二十三年四月起 同二十七年十二月止 医学部試業雑書類」(9-2)も同様の簿冊で、末尾に綴られた「明治二十七年六月 医学部無試業入学志願者姓名」には25名分の無試験入学者が最終学歴とともに載っている。「明治二十四年七月 医学部入学試業成績表」(9-5)はこの年の入学志願者の試験科目別成績表で、合格者のみ氏名が記載されている。これらはいずれも医学部の生徒と教育の状況を知るのに参考となるだろう。

以上、一見した限りでも興味深い資料が多い。調査時間が短かったこと、撮影した資料がサンプル程度であったことが残念でならない。仙台再訪を期す。

尋常中学校における校友会について(1)

富岡 勝

今年は、表題のテーマについてなんとか論考を書いてしまいたいと思っている。そのための研究メモとして書かせていただきたい。

「1880年代後半から1990年代前半にかけて、帝国大学-高等学校-尋常中学校において、兵式体操、寄宿舎、校友会などを通して学生・生徒生活面での大きな変化がもたらされたのではないか」という仮説のもとに研究を進めていきたいと思っている。森文政期の帝国大学では、学生の品行面に大きな注意が払われ、寄宿舎や公認下宿制などに力が入られていた。これは、高等中学の動向(寄宿舎の監督が強化されたこと。森の養成を受けて帝大法科教授の木下広次が教頭に就任したことなども関係するだろう)や尋常中学校(これから検討していくが、高等

中学校と共通して校友会が設立したことがヒントになるだろうと考えている)にも共通した面があった。また、兵式体操の発想が重要な要因となったということも考えられよう。

こうした仮説を検証していくことは、中野実さんが構想した尋常中学校をも含む「帝国大学体制」解明の一側面ともなりうるだろう。「(中学校が)英語、数学、国語といった普通教育を主体とした学科課程の編成となり、帝大 旧制高校 中学校といういわば近代日本の学校の正系ルートが確立していった」(中野実『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館、2003年、189頁)という三者の結びつきは、学科編成だけでなく、学生・生徒の生活面にも影響を及ぼすのではないかとと思われるからである。

今回の「尋常中学校における校友会」は、この仮説を検証していくための有力な手がかりになるのではないかと考えている。といってもまだ先行研究の検討にようやく着手した段階である(これからこの原稿をきっかけにピッチを上げていきたい)。

今回とりあげるのは、この旧制中学の校友会に関する数少ない先行研究の一つである桑原三二『中等教育史研究第三集 旧制中学校の校友会(学友会)』(私家版、1988年、国会図書館などに所蔵)である。この研究は、尋常中学における校友会設立の理由について、次のように述べている。

校友会の設立がどのような動機、理由によるものであるかははっきりしない。これは多分に、それぞれの学校の持っている事情によって異っているが、その動機の中に次のようなものが考えられる。

- (1) 放課後の運動をするグループが自然発生的に出来、それらを統括する体育ないしは運動部(会)の必要が生じてきたのでそれを設けた。
- (2) 卒業生との連絡、親睦のため同窓会を設けた。
- (3) 校内の生徒の風紀を向上させるため生徒同士、あるいは教師を含めた集団の会を設けて校風刷新の運動を展開した。

これらの動きが理由になって各校に校友会(名称は学校毎に差がある)が出来ていったように思われる。その際、上級学校の影響があるかどうかについて考えてみたが、後の高等学校(当時の高等中学校)における校友会の設立もそれ程早くない〔略〕必ずしも上級の学校の影響ということではなさそうである。また行政機関から何等かの示唆があったかと思って調べてみたがこれも明らかでない。

ただ、この当時、(明治二六、二七、二八年頃)風紀肅正のための訓令が毎年のように出ているので、これに答えて、校内風紀を振肅するために、「矯風会」の類の校友会を設立した学校があっても不思議ではない(桑原前掲書、p.17)

上記の見解について、私は次の2つの疑問を感じた。

疑問1 高等中学校の校友会と尋常中学校の校友会とは無縁なのか?

疑問2 尋常中学校の校友会があちこちでつくられていったのは、関係者に共通に認識された理由があったのではないか。

次号からは、これらの疑問を解明していきたい(以下、次号)。

仙台大会での協議事項

2004年6月18日・19日の仙台大会での協議事項について、事務局の谷本会員より会員あてに送られた電子メールの内容の一部を、記録のため、掲載させていただきます（編集担当）

1880年代教育史研究会の皆さんへ

東京大学史料室の谷本 宗生です。仙台大会では、参加の皆さんお疲れさまでした。また、東北大史料館の永田さんご尽力ありがとうございました。今後も、引き続き仙台の第二高等中学校に関する件ではご協力をお願いします。

仙台の研究会では、次のような事項について話し合いが行われました。

今後の研究会における研究運営について

この研究会で、文部科学研究費などの申請を必要な機会に随時行うように留意すること。

ニューズレターなどの媒体で、積極的に会員の執筆・報告を行うこと。

来年度東北大で開催予定されている教育史学会などで、研究報告を行うことを目標とすること。

研究会では、当面の段階では高等学校を研究対象としてとらえるが、あくまで1880年代の教育史像の再検討などを大きな目標としていることに充分注意すること。

研究会の会員構成について

現在の研究会員に加え、1880年代の教育史像の再検討・再検証を深めていくためには、教育学の領域でも、初等教育・教員養成（師範教育）・教育行政・教育思想などを専攻する新たな研究者の参加・協力が必要である。

また、教育学以外の他の学問領域、たとえば政治史・法制史・経済史・行政史などを専攻する研究者の参加・協力も必要である。（略）

研究大会の開催時期・開催地について

現行の年2回の研究大会を見直し、福井会員や田中会員、高瀬会員などができるだけ参加できる運営を行うこととし、年3回の研究会開催が提案され了承される。加えて、研究会の開催地についても、同様な見直しを要請。（略）

編集後記 6月の仙台大会においてニューズレターをさらに活用していくことが話し合われ、7月12日原稿締め切り、7月中発行の予定で進めていましたが、若干遅れてしまいました。しかし、今回は短期間のうちに多くの会員が原稿を寄せてくださいました（なんと10頁！）。また、問題提起などもおこなわれ、ニューズレターをとおして研究交流が活発化していく兆が見えているように思われます。私も会員の一人としてがんばっていきたいと思います。また本号より、印刷と発送を小宮山会員が引き受けてくださることになりました（本当に助かります）。また、仙台大会後に入会された鄭 賢珠さんがさっそく原稿を寄せてくれました。有り難うございました。みなさん、8月28日・29日の東京大会でお会いしましょう（編集担当：富岡）

<研究会連絡先>

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学史料室気付 谷本宗生（「1880年代教育史研究会」事務局）

<ニューズレター原稿送付先>

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学教職教育部富岡勝研究室

e-mail : tomi2001@fmail.plala.or.jp (e-mailによる投稿も歓迎)